



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年9月20日(金) 第9734号

目次

ページ

告 示

- 保安林予定森林(森林保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定(同) 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課) 3
- 土地改良区の設立に係る縦覧(農村整備課) 3
- 都市計画用途地域の変更に係る縦覧(都市計画課) 4
- 都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る縦覧(同) 4
- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同) 4
- 同 5

選挙管理委員会告示

- 政治団体の異動事項 5
- 政治団体の解散届出 6
- 資金管理団体の指定の取消し等 6

監査委員公告

- 監査結果の公表 7

議 会 規 則

- 群馬県議会傍聴規則の一部を改正する規則(総務課) 16

落 札

- 落札者等の決定(小児医療センター) 17

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第133号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和元年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

1 保安林予定森林の所在場所 甘楽郡南牧村大字大塩沢字笹山2059、2060-1、字川原畑2076、2077-1、渋川市中郷字大野2694-31、2694-32、2694-36、2694-38、2694-42、2694-52、2694-153、2694-154、2694-344、2694-345、2694-347、2694-352、2694-361、2694-362

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字笹山2059、2060-1、字川原畑2076、2077-1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課並びに渋川市役所及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第134号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡川場村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡川場村 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡川場村 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和元年9月10日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子どもシェルターぐんま
- 3 代表者の氏名 矢田健一
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市大手町三丁目4番16号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、虐待その他の理由により家庭ないし社会に居場所のない子どもたちに寄り添い、子どもたちに対し安心できる生活環境の中で心身に負った傷から回復するための場を提供し、子どもたちの自立を見守り、もって子どもの成長発達の権利を実現することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により下江黒土地改良区の設立を適当と決定した

ので同条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 定款の写し
  - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和元年9月24日から同年10月23日まで
- 3 縦覧に供する場所 明和町役場

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画用途地域 高崎駅東口周辺地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和元年8月23日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画防火地域及び準防火地域 高崎駅東口周辺地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和元年8月23日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画地区計画 高崎駅イーストサイト地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和元年8月23日

3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、沼田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年9月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 沼田都市計画地区計画 清水町南部地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和元年8月30日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び沼田市都市建設部都市計画課

**■ 選挙管理委員会告示**

◎群馬県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和元年9月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本 修平

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党群馬県総支部連合会	代表者の氏名	後藤克己	黒沢孝行	令和元年 6月23日
	会計責任者の氏名	八木田恭之	後藤克己	令和元年 6月23日
自由民主党群馬県参議院選挙区第三支部	会計責任者の氏名	原弘之	後藤敦	令和元年 7月28日
自由民主党群馬県参議院選挙区第二支部	主たる事務所の所在地	前橋市南町2-38-4	高崎市上小埜町577-4	令和元年 8月2日
自由民主党群馬県高崎市第五支部	会計責任者の氏名	中島徹	中島幸雄	令和元年 7月31日
自由民主党群馬県土地改良支部	主たる事務所の所在地	高崎市箕郷町柏木沢1016	前橋市下新田町323-10	令和元年 8月23日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
群馬県土地改良政治連盟	主たる事務所の所在地	高崎市箕郷町柏木沢1016	前橋市下新田町323-10	令和元年 8月20日

里見武男後援会	会計責任者の氏名	里見武男	関口孝一	令和元年 8月15日
税理士による山本一太後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	令和元年 7月28日
松島しげき後援会	代表者の氏名	永野忠男	大野薫	令和元年 8月6日
山富会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	令和元年 7月28日

◎群馬県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年9月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
今成たかし後援会	関口章夫	令和元年7月29日
馬場周二をはげます会	高田武	令和元年8月15日
前橋康友会	檜垣俊昭	令和元年7月31日
松本こうじ後援会	松本耕司	平成29年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年9月20日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
松本耕司	松本こうじ後援会	平成29年12月31日

## ■ 監査委員公告

### ◎監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年9月20日

群馬県監査委員 丸山 幸男  
同 林 章  
同 中島 篤  
同 安孫子 哲

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査対象機関 県庁等98機関 地域機関等2機関
- 4 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 3件
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 5 機関別監査結果
  - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
秘書課 (令和元年7月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総務課 (令和元年8月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
人事課 (令和元年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
財政課 (令和元年7月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
管財課 (令和元年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
学事法制課 (令和元年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
広報課 (令和元年8月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
税務課 (令和元年8月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

市町村課 (令和元年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
危機管理室 (令和元年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防保安課 (令和元年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総務事務センター (令和元年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自治研修センター (令和元年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
防災航空センター (令和元年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (2) 企画部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
企画課 (令和元年7月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総合政策室 (令和元年7月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
外国人活躍推進課 (令和元年7月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域政策課 (令和元年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
情報政策課 (令和元年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
統計課 (令和元年7月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
世界遺産課 (令和元年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (3) 生活文化スポーツ部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
県民生活課 (令和元年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県民センター (令和元年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消費生活課 (令和元年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。



文化振興課 (令和元年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
スポーツ振興課 (令和元年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (4) こども未来部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
こども政策課 (令和元年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
子育て・青少年課 (令和元年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
児童福祉課 (令和元年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (5) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
健康福祉課 (令和元年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
監査指導課 (令和元年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域包括ケア推進室 (令和元年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
医務課 (令和元年8月8日)	(注意事項) 群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第5条第4項の規定により、交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手(以下「交付決定前着手」という。)することができるものとされている。また、同条第5項の規定により、補助事業者は、同条第4項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届をあらかじめ提出するものとされている。 当該機関は、要綱に基づき、平成30年10月15日付けで補助金の交付を決定し、平成31年3月7日付けで補助金の額を確定したが、交付決定前着手届の提出を受けていないにもかかわらず、補助対象経費の中に、交付決定前に執行した事業経費が含まれていた。
介護高齢課 (令和元年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
保健予防課 (令和元年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
障害政策課 (令和元年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
薬務課	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和元年9月9日)	
国保援護課 (令和元年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食品・生活衛生課 (令和元年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (6) 森林環境部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
林政課 (令和元年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
林業振興課 (令和元年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
森林保全課 (令和元年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
緑化推進課 (令和元年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
環境政策課 (令和元年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
環境保全課 (令和元年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
廃棄物・リサイクル課 (令和元年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然環境課 (令和元年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農政課 (令和元年8月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農業構造政策課 (令和元年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
技術支援課 (令和元年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
蚕糸園芸課 (令和元年8月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんまブランド推進課 (令和元年8月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
畜産課	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和元年8月8日)	
農村整備課 (令和元年8月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (8) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
産業政策課 (令和元年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
商政課 (令和元年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
工業振興課 (令和元年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
次世代産業課 (令和元年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
労働政策課 (令和元年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
産業人材育成課 (令和元年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
コンベンション推進課 (令和元年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
コンベンション施設整備課 (令和元年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
観光物産課 (令和元年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (9) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
監理課 (令和元年8月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
建設企画課 (令和元年8月23日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県収入証紙条例施行規則第5条の規定において、証紙を貼り付けた申請書等の提出があったときは、証紙に消印を押し、歳入科目ごとに区分して証紙消印実績簿に記載しなければならないとされている。また、同規則第15条第2項の規定において、課長等は、毎月証紙消印実績簿及び前項の規定による証紙消印実績報告書に基づき、群馬県財務規則の定めるところにより歳入の調定を行い、公金振替依頼票を作成し、これを会計課長に送付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、群馬県解体工事業者登録手数料条例第2条及び群馬県浄化槽工事業者登録等手数料条例第2条の規定に基づき、手数料分の群馬県証紙が貼付された解体工事業者登録申請書及び浄化槽工事業者登録申請書の提出を受けているが、平成30年4月26日及び同年5月31日に提出を受けた2件について、</p>

	証紙消印実績簿に記載していなかった。 その結果、誤った証紙消印実績簿に基づき、歳入の調定を行い、公金振替依頼票を作成し、これを会計課長に送付したため、登録手数料52,000円が事務監査日(令和元年7月16日)現在までに、県の一般会計の歳入になっていなかった。
契約検査課 (令和元年8月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
交通政策課 (令和元年8月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
道路管理課 (令和元年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
道路整備課 (令和元年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
河川課 (令和元年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
砂防課 (令和元年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
特定ダム対策課 (令和元年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
都市計画課 (令和元年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下水環境課 (令和元年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
建築課 (令和元年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
住宅政策課 (令和元年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 会計局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
会計局 (令和元年7月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和元年7月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
財務課 (令和元年7月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

発電課 (令和元年7月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地課 (令和元年7月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
施設管理室 (令和元年7月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水道課 (令和元年7月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (12) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和元年7月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (13) 議会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
議会事務局 (令和元年8月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (14) 人事委員会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
人事委員会事務局 (令和元年7月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (15) 選挙管理委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
選挙管理委員会 (令和元年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (16) 監査委員事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
監査委員事務局 (令和元年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (17) 労働委員会事務局

--	--

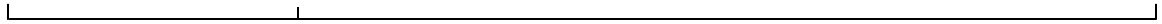
監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
労働委員会事務局 (令和元年7月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (18) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和元年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
管理課 (令和元年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
福利課 (令和元年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
学校人事課 (令和元年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
義務教育課 (令和元年9月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高校教育課 (令和元年8月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
特別支援教育課 (令和元年9月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
生涯学習課 (令和元年9月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文化財保護課 (令和元年9月2日)	(注意事項) 地方自治法第210条において、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされている。また、群馬県財務規則第246条において、収入調定者は、県の有する債権と相手方の有する債権を相殺するときは、相殺額について公金振替をし、相殺した差額について収入又は支出の手続をしなければならないとされている。 当該機関は、平成30年4月13日付けで締結した書籍委託販売契約において、委託販売に要する経費を手数料として、1冊あたり884円又は275円を相手方に支払うこととし、売上代金から当該手数料の総額を差し引いた後の額を収納していたが、当該手数料について歳出から歳入への振替処理を行っていなかった。
健康体育課 (令和元年9月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (19) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
警察本部 (令和元年9月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。



## ■ 議会規則

群馬県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年九月二十日

群馬県議会議長 狩野浩志

## 群馬県議会規則第一号

## 群馬県議会傍聴規則の一部を改正する規則

群馬県議会傍聴規則(昭和三十七年群馬県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は退職県議会議員記章はい用者」を、「退職県議会議員記章はい用者等」に改める。

第三条の二を削る。

第四条中「会議を」を、「一般席及び特別席で会議を」に、「次の各号に掲げる傍聴券等の種類の区分に応じ、当該各号に掲げるとおり傍聴券等」を「傍聴券」に改め、同条の後段として次のように加える。

この場合において、一般席で会議を傍聴しようとする者に対する傍聴券の交付については、会議当日午前九時から、傍聴人受付で先着順に一人につき一枚を交付するものとする。

第四条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 報道関係者席で会議を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受けなければならない。

第五条の見出し中「等」を削り、同条中「等」を削り、「次のとおり」を「傍聴券に記載された日」に改め、各号を削る。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

第十条を次のように改める。

(傍聴証)

第十条 第四条第二項及び前二条に定めるもののほか、傍聴証の交付等に関する事項は、議長が別に定める。

第十三条第五号中、「ポケットベル」を削る。

別記様式第一号から別記様式第三号までを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和元年9月20日

群馬県立小児医療センター院長 外 松 学

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 動画ネットワークシステム 一式(メーカー保証期間を除く4年間の保守を含む。)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 群馬県渋川市北橋町下箱田779番地
- 3 落札者を決定した日 令和元年9月4日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社六濤群馬営業所 群馬県前橋市若宮町3-6-21
- 5 落札金額 61,688,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年7月26日

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111